

# 自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導の状況（令和3年）

## 1 監督指導状況

- (1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

事項 業種	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項				
			労働時間	割増賃金	時間把握	面接指導	最低賃金
トラック	88	75 (85.2%)	55 (62.5%)	26 (29.5%)	7 (8.0%)	5 (5.7%)	2 (2.3%)
バス	9	4 (44.4%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	10	10 (100.0%)	4 (40.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)	2 (20.0%)
その他	17	15 (88.2%)	11 (64.7%)	6 (35.3%)	4 (23.5%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)
合計	124	104 (83.9%)	72 (58.1%)	34 (27.4%)	12 (9.7%)	7 (5.6%)	4 (3.2%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

- (2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

事項 業種	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間
トラック	88	54 (61.4%)	41 (46.6%)	38 (43.2%)	26 (29.5%)	17 (19.3%)	16 (18.2%)
バス	9	3 (33.3%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	10	1 (10.0%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	－ (－)	－ (－)
その他	17	12 (70.6%)	7 (41.2%)	10 (58.8%)	7 (41.2%)	3 (17.6%)	3 (17.6%)
合計	124	70 (56.5%)	51 (41.1%)	51 (41.1%)	33 (26.6%)	20 (16.1%)	19 (15.3%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

- (3) 令和元年から令和3年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。

	年	監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反事業場数	改善基準告示 違反事業場数
トラック	令和元年	138	114 (82.6%)	78 (56.5%)
	令和2年	101	88 (87.1%)	59 (58.4%)
	令和3年	88	75 (85.2%)	54 (61.4%)
バス	令和元年	11	9 (81.8%)	6 (54.5%)
	令和2年	20	16 (80.0%)	16 (80.0%)
	令和3年	9	4 (44.4%)	3 (33.3%)
ハイヤー・ タクシー	令和元年	8	7 (87.5%)	5 (62.5%)
	令和2年	9	6 (66.7%)	2 (22.2%)
	令和3年	10	10 (100.0%)	1 (10.0%)
その他	令和元年	14	12 (85.7%)	3 (21.4%)
	令和2年	15	15 (100.0%)	9 (60.0%)
	令和3年	17	15 (88.2%)	12 (70.6%)
合計	令和元年	171	142 (83.0%)	92 (53.8%)
	令和2年	145	125 (86.2%)	86 (59.3%)
	令和3年	124	104 (83.9%)	70 (56.5%)

(4) 令和3年の監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

## 事例 1 (トラック)

### 労働時間を適正に把握していないことが疑われる運送会社に対する監督指導

#### 概要

- 作業日報、タコグラフ等により、運転者の出庫・入庫時刻は把握していたものの、労働時間、拘束時間が把握されておらず、適正な労働時間管理が行われていなかった。また、監督時に作業日報等に基づき労働時間を調査したところ、36協定を超える時間外労働が認められ、かつ、割増賃金が一切支払われていなかった。
- 年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、1年以内に5日以上 of 年次有給休暇を時季を指定して取得させていない場合が散見された。

#### 指導内容

- 1 労働時間を客観的な方法により把握しなければならないこと、36協定の上限時間を超えて違法な時間外労働を行わせていたこと及び割増賃金を支払っていないことについて是正勧告するとともに、労働時間を適正に把握することを指導した。

#### 指導事項

労働安全衛生法第66条の8の3違反（労働時間の状況の把握）※1  
労働基準法第32条違反（労働時間）、労働基準法第37条違反（割増賃金）、労働時間の適正な把握 ※2

- 2 1日の拘束時間が16時間を超えていること、勤務終了後に休息期間を8時間以上与えていないこと及び連続運転時間が4時間を超えていることについて是正勧告した。

#### 指導事項

改善基準告示違反（1日の最大拘束時間、休息期間及び連続運転時間）

- 3 年5日以上 of 年次有給休暇を取得させていないことについて是正勧告した。

#### 指導事項

労働基準法第39条第7項違反（年次有給休暇）

#### 指導後の会社の取組

- 就業規則の内容について全面的に見直しを行い、勤務実績表・出勤簿により、運転者の始業・終業時刻、休憩時間、労働時間、時間外労働時間、拘束時間等を適正に把握することとした。把握した時間外労働に対しては、法定の割増賃金を支払うこととし、未払いが認められたものについては、遡及して支払いを行った。
- 改善基準告示を明記した就業規則を運転者全員に配布の上、改善基準告示についての研修を実施するとともに、「拘束時間管理表」を用いて改善基準告示の遵守状況を毎月、確認することとした。
- 労働者ごとに年次有給休暇を与えた時季、日数及び基準日を記載する年次有給休暇管理簿を作成し、確実に年5日以上 of 年次有給休暇を取得させることとした。

(参考)

※1 労働安全衛生法第66条の8の3について

事業者は労働者に対する面接指導等の実施のため、労働時間の状況を把握しなければならない。

※2 労働時間の適正な把握について

平成29年1月20日策定の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、使用者には労働時間を適正に把握する責務があることを示している。

## 事例 2 (タクシー)

### 不適切な歩合給制度になっているおそれのあるタクシー会社に対する監督指導

#### 概要

- 運転者の賃金が、運賃収入に応じた歩合給により支払われていたが、支給割合が段階的に上がる、いわゆる「累進歩合給」が採用されていた。
- 隔日勤務の運転者について、36協定の1日の上限を超えて時間外労働を行っており、かつ、1日の拘束時間の上限の21時間を超えている者が認められた。

#### 指導内容

- 1 いわゆる「累進歩合給」は、長時間労働等を極端に誘発するおそれがあることから、賃金制度の見直しを指導した。

##### 指導事項

累進歩合制度の廃止 ※

- 2 36協定の上限を超えて時間外労働を行わせてはならないこと、隔日勤務の運転者の1日の拘束時間が21時間を超えてはならないことについて是正勧告した。

##### 指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）  
改善基準告示違反（1日の最大拘束時間）

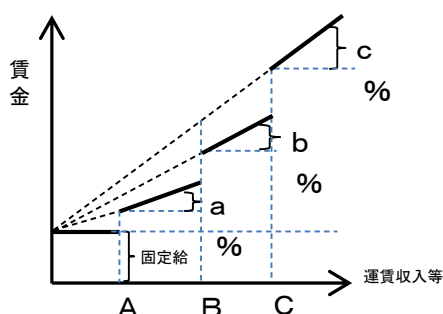
#### 指導後の会社の取組

- 速やかに労働組合と協議を行い、累進歩合制度の廃止と賃金制度の見直しを行うこととした。
- 改善基準告示について全労働者に対し改めて研修を実施するとともに、日々の始業終業点呼時において、過労防止等について管理者から指示することにより、改善基準告示の遵守の徹底を図ることとした。

(参考)

#### ※ 累進歩合制度の廃止について

累進歩合制度とは、運賃収入等に応じて歩合給が定められている場合に、その歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」などをいう（下図参照）。累進歩合制度は、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、採用することは望ましくないとして、労働基準局長通達に基づき、その廃止を指導している。



○運賃収入等がA以下の場合  
賃金＝固定給

○運賃収入等がAを超えB以下の場合  
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率a%

○運賃収入等がBを超えC以下の場合  
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率b%

○運賃収入等がCを超えた場合  
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率c% (a < b < c)

## 2 国土交通省地方運輸機関との連携

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

また、令和3年においては、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で2件の監督・監査を行った。

### 【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項	年	令和元年	令和2年	令和3年
	労働基準監督機関から通報した件数		40	15
労働基準監督機関が通報を受けた件数		41	36	18

## 3 全国との比較（令和3年 監督指導状況）

業種	事項	監督実施事業場数		労働基準関係法令違反事業場数		改善基準告示違反事業場数	
		神奈川	全国	神奈川	全国	神奈川	全国
トラック		88	3,037	75 (85.2%)	2,465 (81.2%)	54 (61.4%)	1,754 (57.8%)
バス		9	103	4 (44.4%)	66 (64.1%)	3 (33.3%)	30 (29.1%)
ハイヤー・タクシー		10	266	10 (100.0%)	230 (86.5%)	1 (10.0%)	68 (25.6%)
その他		17	364	15 (88.2%)	293 (80.5%)	12 (70.6%)	158 (43.4%)
合計		124	3,770	104 (83.9%)	3,054 (81.0%)	70 (56.5%)	2,010 (53.3%)